

財務省告示第五十三号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第七條第三項の規定に基づき、平
 成十五年一月三十日に発行した利付国債の発行条
 件等を次のとおり告示する。

平成十五年二月七日

財務大臣 塩川 正十郎

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二
名称及び記 号	発行の根拠	法律及びそ の条項の適 用等	発行方法	発行金額	払込金額	最低額面金 額	振替単位	発行日	発行価格	利率	経過利子の 払込み
利付国庫債券（五年）（第二十四 回）	財政融資資金特別会計法（昭和 二十六年法律第一百一号）第十一 條第一項	社債等の振替に関する法律（平 成十三年法律第七十五号）以下 「振替法」という。の規定の適 用を受けけるものとし、その振替 機関は日本銀行とする。	郵便貯金資金による引受け 額	二千三百三億四千五百万円	五万円	の記載又は記録は、最低額面金 額の整数倍の金額によるものと する。	振替法の規定による振替口座簿 の記載又は記録は、最低額面金 額の整数倍の金額によるものと する。	平成十五年一月三十日	額面金額百円につき百円十五銭	年〇・三パーセント	郵政事業庁長官は、払込金額に 加え、次の算式により算出した 金額を第十八号に規定する期日 に払い込むものとする。

$$\text{額面金額の総額} \times \frac{0.3}{100} \times \frac{41}{365}$$

十三

初期利子

平成十五年六月二十日を支払期とし、次の算式により支払額を算出する。すなわち、その翌営業日に支払うべき額は、

$$\text{借入金総額} \times \frac{0.3}{100} \times \frac{1}{2}$$

十四

第二期以後の利子

毎年六月二十日及び十二月二十日を支払いの期とし、各支払期に属する利子をその日以前六ヶ月間に

十五

償還金額

平成十九年十二月二十日現在、日本銀行

十六

元利支所

平成十五年一月三十日

十七

払込期日

平成十五年一月三十日